（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

**第八条**　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「沖縄振興開発金融公庫」の下に「、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同条第二項第二号中「地方公共団体」の下に「、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同項第六号中「指定金融機関又は」を「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、指定金融機関又は」に改め、同号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十六条第一項第一号に規定する対象事業者に対して同項第二号イに掲げる業務として行う資金の貸付け

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

（株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

**第二条**　株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第四百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百五十三　株式会社国際協力銀行」を「百五十四　株式会社国際協力銀行」に改める。

第三条のうち自衛隊法施行令別表第十に一号を加える改正規定中「七十五　株式会社国際協力銀行」を「七十六　株式会社国際協力銀行」に改める。

第四条のうち国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項に一号を加える改正規定中「百二十三　株式会社国際協力銀行」を「百二十四　株式会社国際協力銀行」に改める。

第十四条のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令本則に一号を加える改正規定中「百十一　株式会社国際協力銀行」を「百十二　株式会社国際協力銀行」に改める。

第二十四条のうち株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第六条の改正規定中「第六条を」を「附則第六条を」に改める。

第二十五条のうち職員の退職管理に関する政令第二条に一号を加える改正規定中「七十五　株式会社国際協力銀行」を「七十六　株式会社国際協力銀行」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
防衛大臣　田中　直紀

# 府　令

**○内閣府令第五号**

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

**第一条**　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十六条第一項第一号並びに第二号イ及びハに掲げる業務を行う場合に限る。）

（銀行法施行規則の一部改正）

**第二条**　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第六項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

十　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

第十七条の二第八項中「経過する日（」の下に「当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。」を加える。

第三十四条の十六第六項中「経過する日（」の下に「当該議決権が第十七条の二第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。」を加える。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

**第三条**　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第六項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

十　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

第四条の三第八項中「経過する日（」の下に「当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。」を加える。

第五条の六第六項中「経過する日（」の下に「当該議決権が第四条の三第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。」を加える。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

**第四条**　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第四項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

十　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

第七十条第六項中「経過する日（」の下に「当該議決権が第四項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

**第五条**　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社